

「大阪市中国残留邦人等に対する支援・相談事業」

募集要項

1 案件名称

大阪市中国残留邦人等に対する支援・相談事業

2 事業内容に関する事項

(1) 事業の目的と概要

第2次世界大戦の終結に伴い、旧満州地区（中国東北地区）に開拓団などで居住していた者は、昭和20年8月のソ連軍の対日参戦により、多くの者が家族と死別し、あるいは離別するなどして中国にとどまることを余儀なくされた。さらに、戦後も中国との国交正常化までに長期間を要したことに加えて、その後の引揚げも必ずしも順調ではなく、帰国の時期が大幅に遅れた人が多く、このためこれらの人々は、帰国後も言葉の壁や、生活習慣の違いなどから、日常生活に多くの支障を来たし、老後の生活の安定や備えにも多大な不安を抱えているところである。

これら永住帰国した中国残留邦人、樺太残留邦人（以下「中国残留邦人等」という）に対して、人間としての尊厳と老後の安定を図るため、平成20年度から、老齢基礎年金の満額支給等に加え、それを補完する措置として世帯の収入が一定の基準に満たない場合には、厚生労働省令で定めるところにより支援給付を実施している。

本市においては、中国残留邦人等の置かれている特別の事情に配慮した支援給付の実施及び中国残留邦人等のニーズに応じた助言等を行うことにより、安心した生活が送れるよう支援するための「支援・相談員」を配置及び一時帰国した中国残留邦人等とその親族等に通訳をしており、これにかかる業務を委託事業として実施しているところである。

本募集要項においては、「大阪市中国残留邦人等に対する支援・相談事業」の企画提案を募集する。

(2) 委託業務について

ア 事業名称

「大阪市中国残留邦人等に対する支援・相談事業」

イ 委託業務内容

以下の業務内容は、あくまでも当方で想定しているものである。この内容にとらわれず、業務目的をより効果的に達成できる内容を提案すること。

- ・ 支援・相談員を7名（支援給付世帯おおむね20世帯に1名）配置する。
- ・ 福祉局生活福祉部保護課（以下「保護課」という。）の指示により、訪問又は各区保健福祉センターなど各種関係機関での面接等を実施し、被支援者からの相談に応じて助言を行うとともに、支給要件に係る必要事項の確認及び各種申請書・申告書等の受付を行い、必要に応じて保護課へ送達する。

- ・ 対象者が適正な医療・介護サービスなどが受けられるよう必要な支援を行う。
- ・ 被支援者の生活状況の把握及び日常生活上抱えている問題点を踏まえ、最も適した支援及び助言を行い、必要に応じて家庭訪問を行う。
- ・ 活動記録として、個別活動報告書、受診同行等報告書など報告書を作成し、保護課へ定期的に報告する。
- ・ 保護課及び各区保健福祉センターからの要請に基づき、日本語の話せない支援給付申請者及び被支援者との通訳を行うため、携帯電話等を常時携行し、常に連絡が取れる体制とすること。

ウ 業務委託料

業務委託料額は、金 34,940,684 円を上限とする(消費税及び地方消費税を含む)。

人件費(給与、手当など)、活動旅費(支援相談員の業務に必要な活動旅費)、諸経費(光熱水費、消耗品費、通信運搬費等)については、下記のとおり目安額を設定するが、事業遂行上やむを得ない場合は、全体の業務委託料額の範囲内で、各費目間で調整することを妨げない。

[内訳の目安額]

人件費 約 31,650,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

活動旅費 約 1,509,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

諸経費 約 1,779,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

なお、国等の予算の都合により、業務委託料額を変更することがある。

エ 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日(水)～令和 9 年 3 月 31 日(水)

オ 対象者

大阪市内に居住または一時帰国及び大阪市において支援給付を実施している次の者

- (1) 支援給付を受給する中国残留邦人等及び配偶者(以下「被支援給付者」という。)
- (2) 永住帰国した中国残留邦人等及びその同伴帰国者(国費による帰国者)
- (3) 一時帰国旅費の支援を受けて一時帰国した中国残留邦人等とその同伴家族(国費による一時帰国者)
- (4) その他保護課が必要と認める者

(参考: 令和 7 年 10 月時点 131 世帯)

3 契約条件等に関する事項

(1) 業務委託料の支払い

発注者が業務の円滑な遂行を図るために必要があると認めるとときは、受注者は、前払いによる業務委託料の支払いを請求することができるものとする。

前払いでの支払いの場合、業務委託料額を四分割し、四半期毎に支払う。端数が発生する場合は、第 4 回目の支払いにて調整を行う。

(2) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、業務委託料額に含まれるものとし、市は、業務委託料額以外の費用を負担しない。

(3) 事業実施体制

事業を実施するうえで必要な組織体制と人員が確保されていること。本事業の従事者が休暇等で不在の際のバックアップ体制を整備すること。また、本市との連絡調整を担当する事業責任者を定めること。

(4) 従事者の資格要件

- ・ 中国残留邦人等に理解のある者
- ・ 日本語及び中国語等が理解できる者

(5) 従事者に対する要望の反映

従事者の支援内容、資質等に関し、本事業の目的を達成することに不都合があると本市が助言した場合には、従事者の変更等についてすみやかに検討を行うこと。

(6) 契約保証金

本契約の締結にあたっては、「大阪市契約規則」第37条第1項の規定に基づき、契約保証金（契約金額の100分の5）の支払いが必要となる。

ただし、「大阪市契約規則」第37条第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。

(7) その他

- ・ 企画提案書は、応募者が実現可能な支援内容等について提案いただくものであり、本市が対象者にそぐわないと判断する場合は、提案内容の一部を実施しないことがある。
- ・ 執務スペース及び本事業従事者が業務上使用するパソコン、プリンタ、消耗品等については、受注者が確保すること。
- ・ 事業の実施にあたっては、本市の指定する業務報告などの各種様式及びその他データの提出を求める。
- ・ 受注者は原則として業務を再委託してはならない。
- ・ 受注者は従事者が基本的人権に正しい認識を持ち業務を遂行するよう、適切な研修を実施すること。
- ・ 「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例(平成18年大阪市条例第16号)」「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱」を遵守すること。

4 企画提案書記載事項

(1) 基本理念・運営方針について

- ・ 中国残留邦人等を取り巻く情勢の現状認識と本事業に対する考え方
- ・ 事業実施方針

(2) 事業内容及び方法について

- ・年間事業計画
- ・支援を実施する場所
- ・助言等支援に対する内容及び手法
- ・家庭訪問の頻度
- ・通訳の実施方法
- ・支援対象者等の支援の方向性にかかる関係機関との連携の取り方

(3) 事業実施体制について

ア 支援・相談員の配置について

- ・支援・相談員として従事する者の日本語及び中国語の理解能力、また日本語及び中国語に関する資格及び経験
- ・支援・相談員として従事する者の中国残留邦人等に対する支援策及び支援給付制度についての理解

イ 運営体制について

- ・委託契約締結等の各種事務及び委託料等の経理事務を担当する体制
- ・保護課との連絡体制
- ・職員のスキルアップのための研修・勉強会などの支援体制
- ・担当支援・相談員の休暇等による不在時のバックアップ体制
- ・人権問題に関する取組み状況
- ・秘密の保持、個人情報保護に関する取組み状況
- ・新型コロナウィルスなど感染症拡大防止対策に関する取組み状況

(4) 業務実績

- ・企画提案業務と同種または類似業務の実績の内容

(5) 事業経費

- ・所要経費は予算規模を上限に積算根拠を付して提案すること。

5 業者選定にあたっての手続き等に関する事項

(1) 企画提案書の提出期限

令和7年12月23日（火曜日）午後3時までとし、持参に限る。提出に際しては、提出日の前開序日午後5時までに、事務局と提出日時の調整を行ったうえ持参すること。（郵送不可）

(2) 提出場所

大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所2階北側
大阪市福祉局生活福祉部保護課

(3) 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、ウ、エにおいてはいずれか一方に該当する者とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- ウ 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度本市入札参加有資格者名簿に登録している者にあっては、参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- エ 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者については、参加申請時において、引き続き 1 年以上営業等を行っており、かつ、納税義務者については、消費税及び地方税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。

(4) 質問の受付

- ア 受付期間 令和 7 年 11 月 21 日（金曜日）午前 9 時から令和 7 年 12 月 10 日（水曜日）午後 5 時まで
- イ 提出方法 公募型企画プロポーザル質問票（様式 3）に記載し、保護課まで電子メールに添付して提出すること。
- ウ 回答 令和 7 年 12 月 15 日（月曜日）に大阪市福祉局ホームページにおいて公開する。
なお、質問の回答は、本契約条項（仕様書含む）の追加とみなす。

(5) 提出書類及び部数

- ① 公募型企画プロポーザル参加申請書（様式 1） 1 部
- ② 中国残留邦人等支援・相談事業（類似業務）実績調書（様式 2） 1 部
- ③ 企画提案書（正本のみ押印必要）（様式自由） 5 部（正本 1 部、副本 4 部）
- ④ 直近 2 期分決算報告書（押印必要） 各 1 部
(財産目録、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表及び事業報告書)
- ⑤ 申請内容確認書（実印押印必要）（様式 4） 1 部
- ⑥ 登記事項証明書 1 部
- ⑦ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書 1 部
(提出日前 3 カ月以内に発行されたもの)
- ⑧ 使用印鑑届（様式 5） 1 部
- ⑨ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書 1 部
(税務署の様式その 3 又はその 3 の 3 様式)
(提出日前 3 カ月以内に発行されたもの)
- ⑩ 直近 2 カ年分の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書 1 部
(提出日前 3 カ月以内に発行されたもの)
ただし、営業が 2 年未満の者もしくは非課税で本証明が提出出来ない場合には、その旨を記載した理由書を提出すること。
- ⑪ 事業者概要 5 部

※ 5 - (3) - ウに該当する事業者は、上記⑥～⑩については提出不要。

(6) 提出書類の様式

企画提案書の正本はA4縦、横書き、両面印刷とし、ファイルに編綴のうえ、表紙および背表紙に委託業務名称及び応募事業者名を記載すること。なお、副本については、匿名性を確保するため、すべての資料に応募事業者名の表記はせず、選定会議委員の公平な意見を聴取するため、事業者を推定できる内容（写真、地図、事業者の商号又は名称、事業者ロゴマーク、代表者氏名、住所、電話番号、ホームページアドレス、QRコード等）をマスキングして提出すること。

(7) 選考方法、選考基準

参加資格を満たす者から提出された企画提案書を生活保護等関連事業委託事業者選定会議で次の評価基準に基づき公平かつ客観的に審査し、最も優れた提案者を契約の相手方として決定する。なお、合計点が最も高い提案者が複数あった場合は、最も見積金額が低い提案者を契約の相手方として決定する。また、提案に対する質疑及び補足説明を求めるため、必要に応じて面接ヒアリングを行うことがある。面接ヒアリングを行う場合は、日程、場所について、対象者に通知する。

- | | |
|-----------------|-------|
| ① 基本理念・運営方針について | (10点) |
| ② 企画内容及び方法について | (35点) |
| ③ 事業実施体制について | (35点) |
| ④ 業務実績について | (10点) |
| ⑤ 事業経費について | (10点) |

(8) 提案に対する費用、条件等

- 提案書等の作成費は応募者の負担とする。
- 提出された企画提案書及び面接ヒアリングの場で表明された内容については、実現が確約されることのみを表明されたい。選考後であっても提案された内容に変更があった場合は採用を取り消すことがある。
- その他、大阪市福祉局において不適当と認める事象があった場合は採用を取り消すことがある。
- 採用された提案書は「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人等の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となる。
- すべての企画提案書は返却しない。
- 提出された企画提案書は、選考の用以外に使用しない。
- 期限後の提出、期限後の差し替え等は認めない。
- 提出された書類に虚偽の申請があった場合には当該提案書を無効とする。
- 申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合については当該提案書を無効とする。
- 選定は1事業者とし、採否については文書で通知する。

6 今後のスケジュール（予定）

令和7年

11月 21日（金曜日）	公募開始
11月 21日（金曜日）	質問受付期間
～ 12月 10日（水曜日）午後 5時	
12月 23日（火曜日）午後 3時	企画提案書締切日

令和 8 年

1 月下旬	事業者選定会議
2 月中旬	選定結果の通知
4 月 1 日（水曜日）	委託契約締結、業務開始

契約の締結については令和 8 年度予算が発効したときとする。

7 企画提案に関する問い合わせ先

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所 2 階北側
大阪市福祉局生活福祉部保護課

Tel 06-6208-7935 Fax 06-6202-0990
E-Mail fa0021@city.osaka.lg.jp

参考

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」抜粋

(目的)

第1条 この法律は、今次の大戦に起因して生じた混乱等により本邦に引き揚げることができず引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等及びそのような境遇にあった中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた特定配偶者の置かれている事情に鑑み、中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「中国残留邦人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 中国の地域における昭和二十年八月九日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年九月二日以前から引き続き中国の地域に居住している者であって同日において日本国民として本邦に本籍を有していたもの及びこれらの者を両親として同月三日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者並びにこれらの者に準ずる事情にあるものとして厚生労働省令で定める者
- 二 中国の地域以外の地域において前号に規定する者と同様の事情にあるものとして厚生労働省令で定める者

(国等の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の地域社会における早期の自立の促進及び生活の安定を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第5条 国及び地方公共団体は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援のための施策を有機的連携の下に総合的に、策定し、及び実施するものとする。

(生活相談等)

第8条 国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、これらの者の相談に応じ必要な助言を行うこと、日本語の習得を援助すること等必要な施策を講ずるものとする。

(支援給付の実施)

第14条 この法律による支援給付（以下「支援給付」という。）は、特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯の収入の額（その者に支給される老齢基礎年金その他に係る厚生労働省令で定める額を除く。）がその者（当該世帯にその者の特定配偶者、その者以外の特定中国残留邦人等その他厚生労働省令で定める者があるときは、これらの者を含む。）について生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第八条第一項の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その不足する範囲内において行うものとする。

2 支援給付の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活支援給付
- 二 住宅支援給付
- 三 医療支援給付
- 四 介護支援給付
- 五 その他政令で定める給付

- 3 支援給付を受けている特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯にその者の特定配偶者があるものが死亡した場合において、当該特定中国残留邦人等の死亡後も当該特定配偶者の属する世帯の収入の額(厚生労働省令で定める額を除く。)が当該特定配偶者(当該世帯に厚生労働省令で定める者があるときは、その者を含む。)について生活保護法第八条第一項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等がある場合を除き、当該特定配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、支援給付を行うものとする。ただし、当該特定配偶者が当該死亡後に婚姻したとき(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となったときを含む。)は、この限りでない。
- 4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。
- 5 支援給付の実施に当たっては、特定中国残留邦人等及び特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等及び特定配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようするために必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとする。
- 6 支援給付については、政令で定めるところにより、支援給付を生活保護法による保護とみなして、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)その他政令で定める法令の規定を適用する。
- 7 前項に定めるもののほか、支援給付に関する事項に係る他の法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 8 前各項に定めるもののほか、支援給付の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。